

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
蒼生法律事務所	代表弁護士	高橋 英伸	大阪府	学術研究, 専門・技術サービス業	https://sousei.co/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新: 2025年8月22日

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	C	① 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	当事務所では、物流事業者との契約において、法令順守状況を確認し、信頼できる事業者との契約を支援することで、安心・安全で持続可能な物流の実現に貢献します。
2	D	② 異常気象時等の運行の中止・中断等	台風や大雪などの異常気象が予測される場合には、無理な運行をお願いしないよう配慮しています。従業員やドライバーの安全を第一に考え、柔軟な対応を心がけています。
3	E	① 宅配便の再配達削減への協力	当事務所では、宅配便の再配達を減らすために、受け取り日時の指定を推進しています。
4			
5			
6			

PR欄	当事務所では、オンラインツールを活用した書類のやり取りを積極的に行い、業務の効率化と環境負荷の軽減に取り組んでいます。
-----	---